

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社住友倉庫			コード	9303
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である山口修司及び大仲士和の両氏が、2026年6月25日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって、取締役又は監査役を退任するため。同総会において取締役又は監査役に選任され就任する予定である戸塚健彦及び八澤健三郎の両氏をそれぞれ新たに独立役員として指定するため。また、「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の「該当状況についての説明」欄の取引関係の記載を更新するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	河井 英明	社外取締役	○										○			訂正・変更	有
2	伊賀 真理	社外取締役	○												○	訂正・変更	有
3	戸塚 健彦	社外取締役	○										○			新任	有
4	宮川 眞喜雄	社外監査役	○										△			訂正・変更	有
5	西橋 久仁子	社外監査役	○												○	訂正・変更	有
6	八澤 健三郎	社外監査役	○										○			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	河井英明氏は大阪市高速電気軌道株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社と物流業務及び広告掲出等に関する取引があるものの、これらの2026年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、広告掲出等については同社連結営業収益の0.01%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	河井英明氏は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
2		伊賀真理氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
3	戸塚健彦氏は弁護士法人岡部・山口法律事務所のパートナーであります。当社は同法律事務所と物流業務に関する取引があるものの、2026年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。	戸塚健彦氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
4	宮川眞喜雄氏は2021年10月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、2026年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	宮川眞喜雄氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
5		西橋久仁子氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
6	八澤健三郎氏は梅田総合法律事務所のオブカウンセルであります。当社は同法律事務所と法律相談に関する取引があるものの、2026年3月期における取引額は同法律事務所の売上高の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。また同氏は2023年1月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、2026年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	八澤健三郎氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。